

平成30年2月

事業主各位

仙台公共職業安定所
雇用保険適用課長

4月中の雇用保険に係る届出について（お願い）

雇用保険に係る各種届出につきまして、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、4月の繁忙期は、雇用保険に係る届出が集中するため、事務処理に時間を要し、大変ご迷惑をおかけしております。

例年、臨時的な職員体制等により、最大限の対応を図っておりますが、システム処理能力の限界もあり、事務処理の滞留、書類返戻の遅延等が避けられない状況にあります。

つきましては、電子申請、郵送、及び窓口への届出において、下記のとおり、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

記

1. 届出受付から書類返戻までの期間が通常より長くなる場合があります。

繁忙期においては、通常と同様の対応が困難な状況です。このことから、届出受付から書類返戻までに、かなり時間を要する場合も考えられますのでご承知おきください。なお4月中は、離職票交付等に係る事務処理を優先して取り扱いますので、資格取得届等の提出は、可能な限り（※）最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。また、来所による届出・申請は、可能な限り 16時までにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

（※）雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌日10日までに提出が必要です。この範囲でお願いします。

2. 郵便到達や書類返戻時期等に係る（電話等での）お問い合わせはご遠慮願います。

問い合わせがあった場合、その対応（大量の届出・申請書類からお問合せのものを探す）のため、事務処理が一時的に中断されます。また、このような問い合わせが多数ありますと、業務全体に影響するとともに、書類返戻時期等についての確実なご回答につきましても、できかねる状況になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

（※）できるだけ追跡可能な書留郵便などのご利用をお願いします。

3. 添付資料や記入・押印漏れがないよう、いま一度、ご確認願います。

（※）一度ご提出いただいた「マイナンバー」が記入される書類は、（マイナンバーが未記入でも）ご返却できませんのでご了承ください。

お預かりしました書類につきましては、出来る限り迅速に処理いたします。甚だ勝手なお願いではございますが、よろしくお願いたします。

上記取扱いはハローワーク仙台における取扱いとなりますのでご注意ください。